

## 委 員 長 報 告

本委員会は、去る12月19日の本会議において付託を受けた議案11件について、同日及び24日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査いたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、6定議案第39号 田辺市職員の給与に関する条例等の一部改正について、同議案第40号 田辺市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、同議案第41号 令和7年度田辺市一般会計補正予算（第7号）の所管部分、同議案第42号 令和7年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、同議案第43号 令和7年度田辺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、同議案第44号 令和7年度田辺市介護保険特別会計補正予算（第3号）、同議案第45号 令和7年度田辺市診療所事業特別会計補正予算（第2号）、同議案第46号 令和7年度田辺市木材加工事業特別会計補正予算（第2号）、同議案第47号 令和7年度田辺市四村川財産区特別会計補正予算（第1号）、同議案第48号 令和7年度田辺市水道事業会計補正予算（第2号）及び同議案第49号 令和7年度田辺市下水道事業会計補正予算（第2号）について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第39号 田辺市職員の給与に関する条例等の一部改正についてに關わって、行政事務員及び連絡所職員の報酬において、同じ退職者である再任用職員との均衡を図るために、今年度の人事院勧告に伴う差額支給を見送る考えはないのか説明を求めたのに対し、「全ての会計年度任用職員に対し、年度当初に送付する任用通知において、人事院勧告がなされた場合、当該年度の4月1日に遡り適用する旨を記載している。特定の職員にのみ人事院勧告に伴う差額支給を見送ることは難しいとの最終判断に至った」との答弁がありました。これに対し委員から、本年4月にも行政事務員及び連絡所職員の報酬を引き上げたため、今回の人事院勧告を適用した場合、過去2年間で年収が大幅に増額することとなる。財政状況が厳しい中、これらの職員においても再任用職員の取扱いに準じた給与運用の見直しが必要であるとの意見がありました。

次に、議案第41号 令和7年度田辺市一般会計補正予算（第7号）の所管部分のうち、市民生活応援商品券事業費に關わって、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業として、市民生活応援商品券を採用した経緯について説明を求めたのに対し、「おこめ券の配布、水道料金の減免、現金の給付等、様々な検討をする中で、全市民に対して公平性が確保され、利便性が高く、物価高騰の影響を受けている方々に早期に支援が行き渡ることを勘案し、市内の商店等で利用できる商品券の配布を採用した」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年12月24日

総務企画委員会

委員長 松上京子

## 委 員 長 報 告

本委員会は、去る12月19日の本会議において付託を受けた 6 定議案第41号 令和7年度田辺市一般会計補正予算（第7号）の所管部分について、同日及び24日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年12月24日

文教厚生委員会

委員長 加藤喜則